



浜松市告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市内に次の土地があらたに生じたことを確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更することについて、同法第9条の5第2項及び第260条第2項の規定により告示する。

平成23年1月14日

浜松市長 鈴木 康 友

あらたに生じたことを確認した土地	左の土地を編入する区域
1 西区舞阪町弁天島字観月園3097の2地先の一部 公有水面埋立地 545.37平方メートル	西区舞阪町弁天島字観月園
2 西区舞阪町弁天島字千鳥園3202の1の西側に隣接した道路敷、3202の1、3202の2、3201の1、3201の3、3200の2、3200の3、3200の1、3198の4、3198の3、3198の2、3198の1、3198の13、3197の2、3197の1、3197の1の東側に隣接した道路敷、3154の1、3154の2、3153、3152の2、3152の1、3151の2、3151の1、3150の9、3150の8、3150の7、3150の6、3150の6の東側に隣接した道路敷、3106の2、3106の3、3105、3104の1、3104の2、3103、3102及び3101の南側に隣接した道路敷の南側に隣接した提塘敷、2734、2734の1、2734の1の東側に隣接した道路敷、3846の西側に隣接した提塘敷、3846、3847、3848の1、3848の2、3882、3849の3、3849の1、3850及び3851の南側に隣接した道路敷の南側に隣接した提塘敷の地先公有水面埋立地 1,149.87平方メートル	西区舞阪町弁天島字千鳥園